

## 「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について【情報提供】

「GREEN×EXPO 2027」に係る意見書を令和 6 年 3 月 29 日に横浜市町内会連合会から市長へいただきました。これをふまえ、次のとおり「GREEN×EXPO 2027」の意義や概要をお伝えし、さらなる幅広い理解促進、機運醸成につなげるため、自治会町内会や公園愛護会等、地域活動にご尽力いただいている皆様を対象とした説明会を各区で開催します。

### 1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

※ 開催日程等については当局が各区と調整します。

※ 区ごとの地域説明会の詳細が確定しましたら、市から地区連長および単位会長に対してご案内いたします。

### 2 開催概要

#### (1) 対象

単位自治会・町内会、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロードサポーター、環境事業推進委員、横浜の森づくり活動団体 等

#### (2) 会場

公会堂、区民文化センターなど（約 300～400 名程度のキャパシティ）

#### (3) 説明者

横浜市長 山中 竹春

#### (4) 時期

5 月下旬～8 月末までに順次開催を予定

#### (5) 時間

1 時間程度

### 3 進行イメージ（詳細は調整中）

	内 容	時 間
冒頭	司会から進行事項の説明	5 分
	山中市長による説明	40 分
	意見交換	15 分
むすび	市長挨拶 等	5 分

#### <参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

■名 称：2027 年国際園芸博覧会

■会 場：旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

■開催期間：2027 年 3 月 19 日（金）～2027 年 9 月 26 日（日）

■ク ラ ス：A1（最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認）

■参加者数：1,500 万人（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）  
（有料来場者数：1,000 万人以上）

## 特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

### 1 趣旨

5 月 2 日に、市連会から「特別市の実現に向けた取組の推進についての意見書」を市長あてにご提出いただきました。この中で「広報・周知を強力に進め、継続的に機運醸成をはかっていただきたい」とのご意見もいただきました。

令和 6 年度についても、特別市の理解促進、機運醸成に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

### 3 特別市に関する説明会

特別市に関する説明会を各区で開催していく予定です。対象者・開催時期・方法などは、各区と相談の上、各区の実情に沿って対応していきます。

このほか、シンポジウムの開催や、市職員が市民の皆さまのところにお伺いし、特別市について直接ご説明する「出前説明会」を実施します。

### 4 特別市に関する広報

#### (1) ポスター・動画など

多くの市民の皆様には「特別市」のことを知っていただくため、「ミライへの選択肢」をキーメッセージに、「横浜特別市」のロゴを作成しました。市庁舎や区役所をはじめ、市内の公共施設、駅、公共交通機関などで、動画やポスター・チラシ等による広報を行います。



横浜の未来を用意する — 特別市の法制化へ

横浜特別市のロゴ

#### (2) 広報よこはま

広報よこはまに特別市についての記事を隔月で掲載していきます。(5月～)



## 横浜の未来を用意する — 特別市の法制化へ

いまこそ、進化を選ぼう。

私たちを縛る古い枠組みを取り払い、  
もっとスリム・スマート・スピーディな姿に。

横浜の魅力をさらに高め、  
日本全体に活力をめぐらす。  
それが、「特別市」がもたらす未来。

しかし、その選択肢はまだ用意されていない。  
だからつくる、“ミライへの選択肢”を。

明日をひらく都市であり続けるために、  
横浜市は、特別市の早期法制化を目指します。

# 特別市



## エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）について【掲示依頼】

### 1 事業の趣旨

横浜市では、令和 6 年 6 月から、家計負担の軽減と CO<sub>2</sub> 排出量の削減、脱炭素ライフスタイルへの転換のきっかけづくりのため、市内の登録店舗で、対象となるエコ家電をご購入いただいた市民の皆様を対象に、ポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）」を実施いたします。

つきましては、別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示についてご協力をお願いします。（可能な限り、令和 6 年 12 月 26 日（木）まで掲出いただきますよう、ご協力お願いいたします。）

### 3 キャンペーン概要

実施時期	令和 6 年 6 月 6 日（木）～令和 6 年 12 月 26 日（木） ※予算上限に達し次第早期終了 ※上記期間内に購入、設置、申請いただいたものが対象
対象製品	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED 照明器具
登録店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請または郵送申請
還元内容	本体購入価格（税抜）の 20%（上限 3 万円）分を、 各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマ Pay」ポイント または商品券で還元

★登録店舗など詳細な情報は、キャンペーンサイトへ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



エコハマ

### 4 お問い合わせ先

#### キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、5/13（月）開設、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

#### 掲示板への掲出に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局  
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室  
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838  
メール da-ecohama@city.yokohama.jp

横浜市民限定

# エコハマ

第2弾

横浜市 **エコ家電** 応援キャンペーン

節電効果の大きいエコ家電

本体購入価格(税抜)の**20%**(1台あたり  
上限3万円)分を還元!

キャンペーン  
期間

2024年**6月6日(木)**…2024年**12月26日(木)**

※キャンペーン期間内に購入・設置・申請した場合に還元対象となります。 ※申請先着順で還元し、予算上限に達し次第、早期終了  
※最終日(早期終了時は終了日)の申請は抽選での還元となる場合があります。 ※郵送申請は最終日(早期終了時は終了日)の消印有効

## 対象製品

下記の要件に該当する製品のうち、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品が対象です。  
キャンペーンサイトの「対象製品一覧」や店頭で、購入前に必ずご確認ください。

エアコン	冷蔵庫 (450L以下の冷蔵庫含む)	LED照明器具 (電球は対象外)
統一省エネラベル省エネ性能		
☆☆☆☆☆ 2.4以上 (目標年度2027)	☆☆☆☆☆ 【451L以上】3.0以上 ☆☆☆☆☆ 【450L以下】2.0以上	☆☆☆☆☆ 4.0以上



店頭では  
このラベルが  
目印!

※申請はお1人様  
エアコン・冷蔵庫は各1台、  
LED照明器具は2台まで。

## キャンペーン対象者

キャンペーン期間内に登録店舗※で対象製品を購入し、市内の自宅に設置した後に申請した横浜市民の皆様

※本キャンペーン対象店舗としてご登録いただいた、市内の家電取扱店舗です。キャンペーンサイトの「登録店舗一覧」をご覧ください。

## 還元方法

各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマPay」ポイント または 商品券※  
(バニラVisaギフトカード)

※郵送での申請は、商品券での還元となります。※商品券をご選択いただいた場合、ポイント還元額が500円分以上1,000円分未満の場合は、一律500円分のQUOカードにて還元いたします。ポイント還元額が500円分未満となる申請は無効となります。※バニラVisaギフトカードは、VISAマークのある店舗やオンラインショッピングで使用できるプリペイドカードです。

## 申請方法

キャンペーンサイトからオンライン申請 または 郵送申請※

申請には対象製品購入時にお渡しする「申請チケット」やレシート、製品保証書、本人確認書類、LED照明器具の場合は設置前後の写真などが必要です。詳細はキャンペーンサイトなどでご確認ください。 ※郵送用の「申請用紙」はキャンペーンサイトまたはご購入店舗にて入手可能

お問い合わせ

お客様専用  
コールセンター

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾)

**TEL.045-900-4830**

[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む) ※おかけ間違いにご注意ください。  
[開設期間] 2024年5月13日(月)~2025年2月24日(月)まで

登録店舗・対象製品など、  
詳しくはキャンペーンサイトへ

エコハマ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



[二次元コード]

## よこはま防災 e-パークのリニューアルについて【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

いつでも、どこでも、オンラインで身近に防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」を令和 5 年 4 月に開設し、運用しています。

この度、更なる利便性の向上のため、利用者の方の声を踏まえ、システムの機能改善や動画制作など、ウェブサイトのリニューアルを行い、令和 6 年 4 月 16 日（火）から市民の皆様の利用を開始しています。

つきましては、別添チラシを活用し、自治会町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

#### よこはま防災 e-パークとは？

70 本以上の動画やミニテストなど、充実したデジタル教材を揃え、火災、救急、地震、風水害など、いざという時に備える幅広い防災の知識を学ぶことができるウェブサイトです。



よこはま防災 e-パーク  
二次元コード



よこはま防災 e-パークトップ画面  
(スマートフォン)

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 リニューアルの主な内容

#### (1) 機能・デザイン

ア 年代や学びたい内容など、簡単な質問に答えることで、利用者が学びたい学習コースを見つけることが可能になりました。

イ 写真やイラストを使用し、分かりやすく、より見やすいデザインに変更しました。

ウ 未就学児、小学生の学習コースでは、消防車等の写真が入ったデザインや月ごとに違うデザインの修了証の発行が可能になりました。

#### (2) 動画・コンテンツ

要点をまとめた短編動画を新たに掲載し、時間がない方でも気軽に学ぶことができる学習コースを作成しました。

### (3) 新たな学習コース

#### ア 3分シリーズ（一般の方向け）

1本3分の動画により、防災の基本的な知識を簡単に学べるコースを構築

#### イ 子育て世代コース

子どもの命を守る視点で親子で楽しみながら防災対策やケガの予防対策などの予防救急について学べるコースを構築

#### ウ 住宅防災診断

ご家庭における防火・防災の取組状況を診断し、点数化するほか、診断結果を確認できるコンテンツを構築

※ リニューアル内容の詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

## 4 その他

よこはま防災 e-パークをさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の皆様にアンケートをお願いしています。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願いいたします。

#### 【消防局予防課】

担当 坂詰、小松

電話 045-334-6406 /FAX 045-334-6610

メール sy-yobo@city.yokohama.lg.jp



いつでも・どこでも  
身近に防災を学ぼう

# e- よこはま防災 パーク



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局  
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク   
だれでも、かんたんにアクセスできます。

### 3分シリーズ



1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



### 子育て世代コース



こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

### こどもコース



未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

### WEB研修コース



防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

### 住宅防災診断コース



お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

### 事業所コース



防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに挑戦/  
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET  
しよう!



## 地域防災活動の支援に向けた研修のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに2つの研修をご案内します。

①横浜市での防災対策や地域防災活動の事例を WEB 研修で学ぶ「よこはま防災研修＜基礎編＞」

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修＜支援編＞」

① 「よこはま防災研修＜基礎編＞」については今年度から全編 WEB での受講となりましたので、いつでもどこでも気軽に受講することができます。地域防災力の強化につながりますので、②「よこはま防災研修＜支援編＞」と合わせ、受講の周知をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

### 3 研修の概要

#### (1) 内容

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

今年度からは横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学び、地域の防災の担い手の育成や地域の防災・減災活動を推進する内容となっています。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

地域にアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

地域の方と話し合いながら、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修を実施します。

#### (2) 期間

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

令和6年6月から令和7年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

#### 4 ご参加いただける方

##### ①「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご参加いただけます。

##### ②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員

#### 5 お申込みについて

【申込方法】以下の、URL やQR コードから申し込みいただけます。

##### ①よこはま防災研修<基礎編>

URL : <https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

QR コード :



##### ②よこはま防災研修<支援編>

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

QR コード :



##### 【申込期限】①「よこはま防災研修<基礎編>」

通年

##### ②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から10月末まで

総務局地域防災課  
担当 佐久間、佐渡  
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677  
メール so-chiikibousai@city.yokohama.jp

# 令和6年 よこはま防災研修〈基礎編〉のご案内

「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今年度から集合型研修を廃止し、横浜市消防局が運用している「よこはま防災e-パーク」内で学ぶWEB研修となっています。

※昨年度の防災・減災推進研修〈基礎編〉から名称が変更となりました。

## 1 対象者

どなたでも受講することができます。

## 2 研修内容

次の4つのコンテンツから構成されています。

- ・日頃の備え（自助・共助・公助、自宅の備え、マンションの防災対策）
- ・風水害の備え（マイ・タイムラインの作成支援等）
- ・町の防災訓練（町の防災組織の取り組み）
- ・災害時の避難（新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難、在宅避難）

## 3 研修期間

「よこはま防災e-パーク」内で24時間受講可能です。

※11月以降にステップアップ編（旧応用編）及び事例発表会を開催する予定のため、早めの受講をオススメします。

## 4 研修受講方法

「よこはま防災e-パーク」の【WEB研修】に入ってください、自由閲覧内にある【よこはま防災研修】において各コンテンツを受講できます。受講後、修了証の発行を希望される場合は、新規登録をして受講いただくことで発行可能となります。

下記のURL、検索またはQRコードから指定のサイトにアクセスいただけます。

よこはま防災e-パーク

検索

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>



## 5 お問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡  
電話：045-671-3456

# 令和6年 よこはま防災研修〈支援編〉のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

## 1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～2時間程度（ワークを希望する場合は3時間程度）
- (3) 受付・・・・・・・・令和6年6月から10月末まで
- (4) 日時・・・・・・・・日程については地域の御担当者様と調整させていただきます。
- (5) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますので、研修場所の確保をお願いします。

## 2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）※最大3つまで	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

## 3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができること
- 研修実施場所を確保することができること

## 4 お申し込み方法・お問い合わせ

横浜市電子申請システムで必要事項を入力の上、研修希望日の2か月前までお申し込みください。



横浜市電子申請・届出システム

もしくは



## 5 研修受講の決定

研修受講の決定は、アドバイザーから直接申請者宛に御連絡いたします。その際に研修内容等の調整をさせていただきます。なお、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整させていただくことがあります。

希望する地域が多数の場合、調整により今年度の派遣ができない場合もありますので予め御了承ください。

## 6 問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡  
電話：045-671-3456



いつでも・どこでも  
身近に防災を学ぼう

# e-パーク

—防—

よこはま防災



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局

YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク

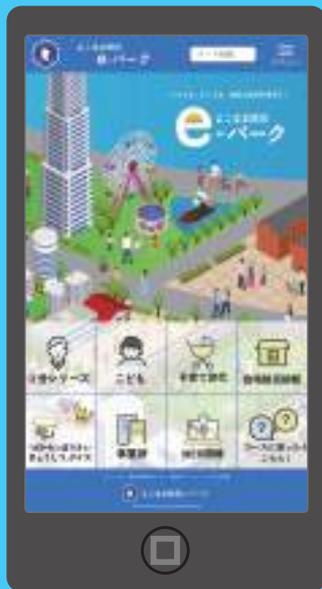


だれでも、かんたんにアクセスできます。

### 3分シリーズ



1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



### 子育て世代コース



こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

### こどもコース



未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

### WEB研修コース



防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

### 住宅防災診断コース



お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

### 事業所コース



防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/  
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET  
しよう!



## 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画)の策定について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和6年度から始まる「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(よこはまポジティブエイジング計画)」を策定しました。

多くの市民の皆様には本市の施策・事業を知ってもらえるよう「計画概要版」「パンフレット」を、市役所、区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等で配布しています。

また、市役所、区役所、駅、公共交通機関等にて、広報動画を放映しています。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 よこはまポジティブエイジング計画の概要

本計画では、高齢者の皆様は歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して、

○自分らしい暮らしの実現に向けて(情報発信や利便性向上)

○いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

(介護予防・健康づくり、社会参加や生活支援の推進)

○在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(介護サービスの充実や医療と介護の連携強化)

○ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して(高齢者の施設や住まいの整備)

○安心の介護を提供するために(介護人材の確保・定着や介護現場の業務改善)

○安定した介護保険制度の運営に向けて(介護サービスの適正化・質の向上)

○認知症施策の推進(認知症の人や家族への支援)

など、様々な施策に取り組んでいます。

### 4 参考

「計画概要版」「パンフレット」等については、市ウェブサイトで閲覧が可能です。

【横浜市ウェブサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



健康福祉局高齢健康福祉課  
担当 郷原、武井、磯部  
電話 045-671-3412 / FAX 045-550-3613  
メール kf-keikaku@city.yokohama.jp

# 歳を重ねても 自分らしく暮らせる まちを目指して

—— パンフレット ——



# 1

## 「ポジティブ エイジング」とは？

「ポジティブ エイジング」 = 歳を重ねても自分らしく暮らす

横浜市は、次のような思いを「ポジティブ エイジング」に込めています

### 誰もが歳を重ねる中で

- ▶ 積極的で活力ある高齢社会を作りたい
- ▶ 人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい



### 心身の状態が変化したとしても

- ▶ 地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」につなげていきたい



横浜市は「自分らしい高齢期の暮らし」の実現のため、様々な取組を行います

### 健康で自立した生活のために（P2）

社会参加

将来への  
備え

介護予防・  
健康づくり  
自立支援

地域活動

相談先  
の充実

介護  
サービスの  
充実

心や体に変化を感じた時（P3）

医療や介護が必要になった時（P4）

認知症の  
早期発見

医療と介護  
の連携

認知症  
施策

## 健康で自立した生活のために

## 社会参加の推進

高齢者の皆様が、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進めます。  
また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつなげます。※一部の区で実施、順次拡大

## 社会参加ポイント事業

スマホアプリを活用し、  
「通いの場」への参加状況を記録



- ① 参加者に、参加状況に応じてポイントを付与
- ② 参加状況をデータ化し、収集・分析

## シニア×生きがいマッチング事業

ボランティア活動への参加を支援する  
コーディネーターが、

- ① 希望者の経験やスキルを聞き取り
- ② 経験等に応じた活動の有無を  
地域活動団体や企業等に確認
- ③ 希望者と活動をマッチング

問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096

## 地域活動・サービス情報の充実

## ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ

高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活の小さな困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できます。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域で活躍したい方はぜひご活用ください。



問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096

## 将来に備えるための支援

## ○ エンディングノート

元気なうちから、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記せるノートです。

【配布場所】各区高齢・障害支援課



## ◀ 18区のエンディングノート

- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- 大切な人へのメッセージ

## ○ もしも手帳

もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけにしたり、本人の考えを家族等と話すための手帳です。

【配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ等



- 治療やケアの希望
- 代理者の希望
- 最期を迎える場所の希望

## ○ 成年後見制度

認知症をはじめ、自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるよう、制度の利用を支援します。

【パンフレット配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ等



よこはま成年後見推進  
センター ホームページ



# 心や体に変化を感じた時

## 介護予防・健康づくりと自立支援

医療や介護などの各種データ等を活用し、高齢者一人ひとりの健康課題に着目した、「フレイル」※の対策を実施します。 ※一部の区で実施、順次拡大

※フレイルとは…



### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

各種データ等から、フレイルやフレイルのリスクが高い高齢者の方をピックアップ

該当の方に介護予防サービスのご案内をお届け

希望者に医療専門職による介護予防サービスのご提供、地域活動のご紹介

問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096  
高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

## 相談先の充実

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及を促進します。

### かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局・薬剤師とは

健康の相談や体調が悪い時などにまず相談する医師、歯科医師、薬局、薬剤師のこと。日頃の状態をよく知る「かかりつけ医」等であれば、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の予防や早期発見・早期治療が可能になります。

問合せ 医療局地域医療課 電話：045-671-2972 FAX:045-664-3851

## 認知症の早期発見・早期対応

### もの忘れ検診

<目的>  
認知症の疑いがある人を早期に発見し、診断と治療につなげ、認知症の重症化を予防します。

<対象者>  
50歳以上の市民（認知症の診断を受けていない方）

もの忘れ検診  
実施医療機関



受診

定期検診

定期通院

精密検査

精密検査の実施

の推奨

問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

# 医療や介護が必要になった時

## 介護保険サービス等の充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう介護保険サービス等を充実します。

▶ 介護保険の内容は、P6「ハートページ」をご覧ください。

### ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

高齢者の皆様が、日常生活の支援が必要になっても状況に応じた選択ができるように、必要な施設や住まいを整備します。

令和6年度～8年度新規整備数（公募数）

特別養護老人ホーム	特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	認知症高齢者 グループホーム	介護医療院
700人分程度	900人分程度	675人分程度	150人分程度

## 医療と介護の連携強化

必要な時に適切な医療・介護サービスが受けられ、疾病の重症化や介護の重度化が予防できるよう、医療と介護の連携を進めます。

### 脳血管疾患ケアサポートガイド ～医療・介護連携ケアパス～

突然の脳卒中などの脳血管疾患で入院するとき、必要な手続きや受けられるサービスが分かる、本人・ご家族向けのパンフレットです。

【配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、一部の病院など



問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-2405 FAX:045-550-3612

## 認知症の人や家族の居場所の充実

「本人ミーティング」の開催や、「認知症カフェ」の支援を行います。

### 本人ミーティング

認知症の方が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、これからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。



### 認知症カフェ

認知症の人や家族、地域住民、医療や福祉の専門職など、誰でも気軽に集まれる場所です。

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。

市内の「認知症カフェの一覧」▶



問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

## 特別養護老人ホームの新たな待機者対策

### ○ 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策

安価な多床室を希望する方が、ユニット型（個室）を利用できるよう、介護保険料が第5～7段階相当の方を対象に、市独自に居住費(部屋代)を助成します。

### ○ 医療的ケアが必要な方への対策

特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアが必要な方のために、介護医療院を150人分程度整備します。

### ○ 認知症の行動・心理症状により入所が難しい方への対策

夜間の介護職員を手厚く配置した特別養護老人ホームに、人件費を助成します。

問合せ 健康福祉局高齢施設課 電話：045-671-3923 FAX:045-641-6408

## 安心の介護を提供するために

増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①～④の施策を柱として総合的に取り組みます。

### ① 新たな介護人材の確保

### ② 介護人材の定着支援

### ③ 専門性の向上

### ④ 介護現場の業務改善（生産性向上）

### ▼ 介護人材に関する情報はこちら



横浜市ホームページ「介護人材関連情報」

### <具体的な取組>

#### 介護事業者向けのハラスメント対策

「ハラスメント相談センター(仮)」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援します。

問合せ 健康福祉局介護事業指導課  
電話：045-671-2356 FAX:045-550-3615

#### ケアマネジャーに関するリーフレット作成

ケアマネジャーの業務を利用者や家族に正しく理解してもらうためのリーフレットの作成を検討します。

問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課  
電話：045-671-2405 FAX:045-550-3612

#### 介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

小・中学生を対象に、介護職員の仕事や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業を実施します。

問合せ 健康福祉局高齢健康福祉課  
電話：045-671-3920 FAX:045-550-3613

## 地域ケアプラザ

「地域の身近な福祉保健の拠点」です。  
(おおむね中学校区に1か所あります)

誰でも利用でき、専門知識を持った職員が  
高齢者等の地域での生活の困りごと等に関する  
相談受付や支援を行っています。

下記サイトで、自宅の住所を入力すると、  
担当の地域ケアプラザ(地域包括支援センター)  
が表示されます。



▲ ふくしらべ「地域ケアプラザ検索」

## 高齢期に必要な情報

### ふくしらべ

高齢者福祉の情報をまとめた、  
高齢期の自分らしい暮らし選び  
応援サイトです。



### 横浜市介護保険総合案内パンフレット 「ハートページ」

介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子です。

【配布場所】  
各区高齢・障害支援課  
市役所(市民情報センター)

ハートページ ▶  
(WEB版・PDF版)



## 高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口です。  
専門の相談員が、窓口や電話での個別相談や、  
施設情報・入所待ち状況などの情報を提供します。

(提供している施設の情報)  
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、  
認知症高齢者グループホーム、  
有料老人ホームなど



住所 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー14階  
受付 月～金 9:00～17:00 (土日祝休日、12/28～1/4は休み)  
※第2・第4土曜日は予約相談のみ受付  
電話 045-342-8866 FAX 045-840-5816

相談は事前予約制です。お電話かFAXでご連絡ください。

# 5

## 介護保険サービス等について

### 介護保険サービスの財源

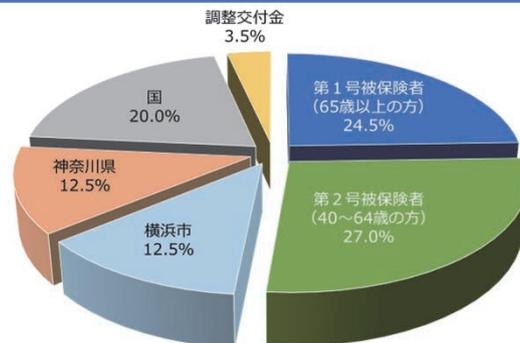
社会全体で「介護保険」を支えています

介護保険は、「公費」と40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営しています。

保険料は、介護が必要な方の介護サービス費用などをまかなうために使われます。

保険料の金額は、3年間のサービスの給付額等の見込みに基づいて算定します。

#### 第9期の介護保険サービスの財源



### 介護保険料

将来の要介護認定者数、サービスの利用者数・利用実績等から給付費を見込み、保険料（※）を算出しました。

※ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

第9期（令和6～8年度）  
保険料基準額

**6,620円/月**

# 6

## よこはまポジティブエイジング計画について

#### 計画書（概要版）の配布場所

令和6年5月頃  
から配布

- ・市役所（3階市民情報センター）
- ・各区役所
- ・地域ケアプラザ
- ・老人福祉センター
- ・地区センター など

#### 計画書（全体版）を見るには？

令和6年4月頃  
から閲覧開始

市役所（3階市民情報センター）  
各区役所、市内図書館で閲覧できます。

#### 計画書をインターネットで見るとは？

横浜市ホームページで公開しています。

横浜市 ポジティブ

検索



発行 横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話:045-671-3412 FAX:045-550-3613 ✉:kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp

令和6年3月発行

## 第 5 期横浜市地域福祉保健計画の策定について（情報提供）

### 1 趣旨

2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度を計画期間とする第 5 期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）（以下、「第 5 期市計画」という。）について、確定しましたので御報告します。

### 2 お願いしたいこと

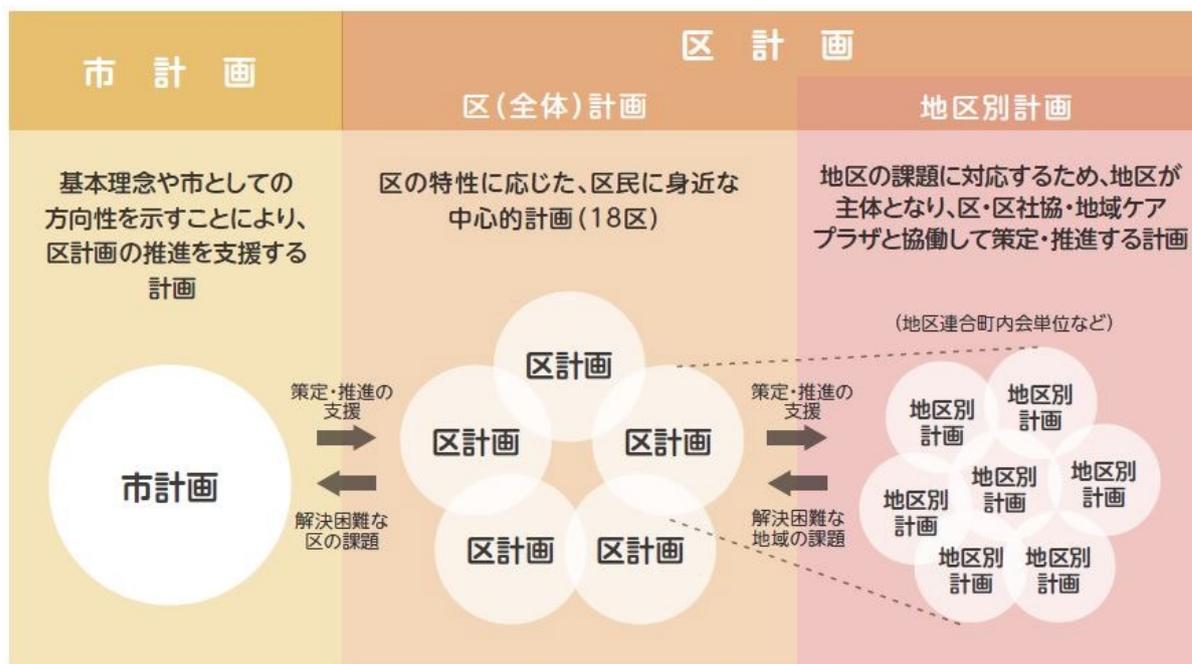
【区連長】  
【地区連長】  
【単位会長】

区計画の策定に際して、よりよい地域づくりのご参考として、お役立てください。

### 3 横浜市の地域福祉保健計画の概要

#### （1）市計画・区計画・地区別計画の関係

市計画、18 区の区計画、地区別計画で構成されています。

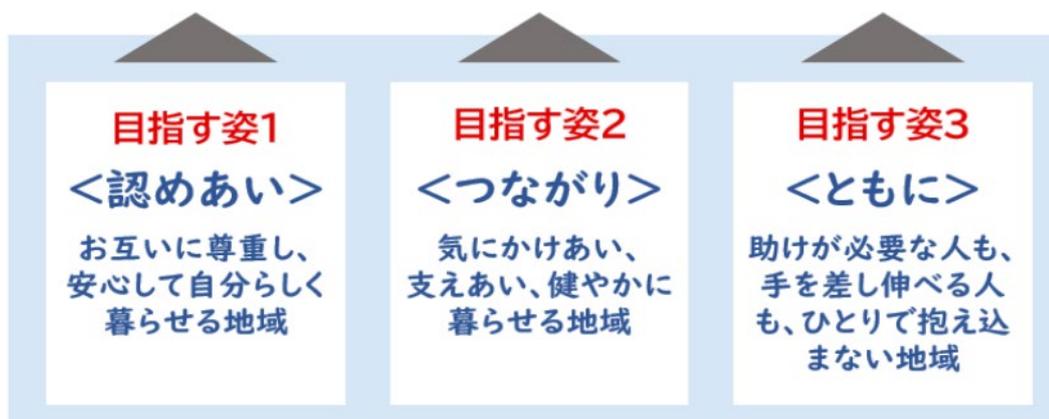


今回、市計画である「第 5 期横浜市地域福祉保健計画」を策定いたしました。今後各区では、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度を計画期間とする第 5 期区地域福祉保健計画の策定に、今年度、来年度の 2 箇年で取り組んでまいります。

(2) 第5期市計画の全体像

**<基本理念>** ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる  
「よこはま」をみんなでつくろう



**<推進のための取組>**

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

(3) 第5期市計画を広く周知するための工夫

- ・事例を多く盛り込んだ冊子

社会情勢を鑑みたテーマや市内の取組などの事例を紹介しています。

地域の先進的な取組や関連する市の施策など幅広く取り上げ、写真や図表を一緒に掲載することで、計画を具体的にイメージしやすくなる内容になっています。

- ・マンガ入りで分かりやすい概要版

計画の考え方をイメージしやすくするため、マンガを盛り込むなど分かりやすい概要版を作成しています。

なお、冊子及び概要版は、区役所広報相談係、区役所福祉保健課、各区社協、地域ケアプラザ等で御覧いただけます。

- ・外国語版等も作成

より多くの人に読んでいただけるよう英語、中国語、韓国語の3つの言語に翻訳した概要版も作成しました。外国語版は市ホームページに掲載します。また今後は点字版の作成も予定しています。

4 その他

5月上旬より各区区連会でも策定報告いたします。

担当：健康福祉局福祉保健課 竹上、木内  
電話 045-671-3428 / FAX 045-664-3622  
メール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

## 自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

### 1 趣旨

3月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシについて、新たな情報を追記しましたので改めて配布させていただきます。

(変更点は「3 チラシについて」のとおりです。)

引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。  
定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 チラシについて

別添のとおり

(2月配付時からの変更点：

- ①補助対象となる会館の拡大: マンションなどの集会所も対象とする旨の追加【表面】
- ②設備導入にあたって建築士のアドバイザー派遣 問合せ先の追加【裏面】

### 【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

### 【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社 (事務委託先)

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

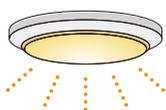


# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します!

補助率 **2/3**

対象  
製品

## LED照明器具



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4つ以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象  
製品

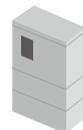
## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

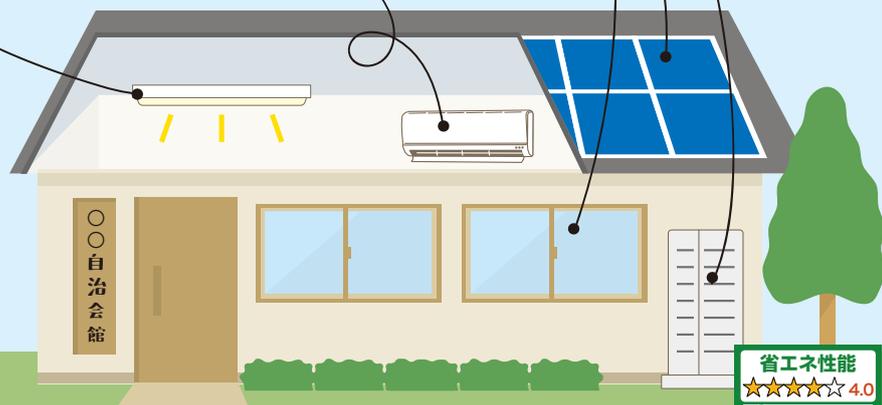
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「**募集案内**」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。  
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と  
している町内会等も補助対象となる場合があります。  
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

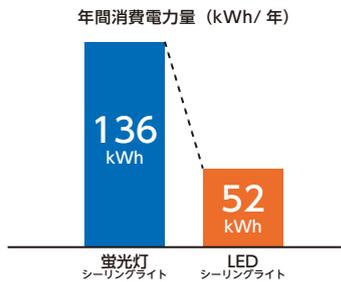
令和 **6年9月30日** 月 まで

令和6年12月までの整備が対象

# 導入効果

## LED 照明器具

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約 **38kg 削減!**  
年間電気代  
約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約 **53kg 削減!**  
年間電気代  
約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

冷暖房費削減効果  
（施工前との比較）  
年間 CO<sub>2</sub>排出量  
約 **340kg 削減!**  
年間電気代  
約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

# 手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：  
Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）  
申請期限：  
令和6年9月30日（月）  
なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和6年12月27日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

## お問合せ（申請方法等）

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール [yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

## アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。相談・訪問にかかる料金は無料です。

お問合せ先 **横浜市建築士事務所協会**

電話 **045-662-2711**

受付時間

平日 9:00 ~ 12:00/  
13:00 ~ 16:30

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

# 横浜市町内会連合会規約

制 定 昭和36年6月20日

最近改正 令和4年6月10日

(名 称)

第1条 本会は、横浜市町内会連合会という。

(目 的)

第2条 横浜市町内会連合会（以下「会」という。）は、市内各区連合町内会相互の連携を密にし、地域社会の振興・発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市との情報並びに意見調整。
- (2) 市内各区連合町内会との連絡調整及び情報交換。
- (3) 生活環境に関連する諸問題の実現化促進。
- (4) 地域振興に関連する諸問題の調査検討。
- (5) その他必要な事項。

(構 成)

第4条 会は、各区連合町内会（これに相当する組織を含む）の長をもって構成する。

(役 員)

第5条 会に、次の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	2 人
幹 事	若干人
会 計	1 人
会計監査	1 人

- 2 役員は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長の任期は1年とし、1回に限り再任することができる。
- 4 会長を除く役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定は、第3項の会長の任期にこれを算入しない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会の業務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 幹事は、副会長を補佐する。
- 4 会計は、会の会計を担当する。
- 5 会計監査は、会の会計を監査する。

(幹事会)

第7条 会の円滑な運営を図るために、会長、副会長、幹事により開催し、定例会の議題の事前確認、その他、必要事項に関する協議を行う。

(推薦委員会)

第8条 役員の選任にあたっては、推薦委員会を設置する。

2 推薦委員会は、第5条第1項に定める役員の推薦結果を会に提案する。

3 推薦委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、第5条第1項に定める役員のうち幹事から1人、役員を除く構成員から4人以内を選任する。

(顧問)

第9条 会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会に大きな功労のあった者のうちから、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

(決議)

第11条 会の決議を要する事項は、構成員の過半数の賛成を要する。

(部会)

第12条 会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の構成は、構成員のうちから会議で選出した者をもって充てる。

(経費)

第13条 会の経費は、横浜市及び神奈川県補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第15条 会に、事務局を設け、市民局地域支援部地域活動推進課内に置く。

(会議への委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、会の運営その他必要な事項については、会議で定める。

(規約の改正)

第17条 この規約を改正するときは、構成員の過半数の議決を要する。

附 則

この規約は、昭和36年6月20日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年11月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和51年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月10日から施行する。

## 令和6年度 各審議会・協議会等就任委員について

市連会役員改選に伴う、新規の各審議会・協議会等就任委員です。

(敬称略)

審議会・協議会等名称	任 期	役職名	就任者名	旧就任者氏名
共同募金会横浜市支会	R5.5～R7.5	副支会長	馬場 勝己(泉区)	網代 宗四郎(瀬谷区)
横浜市交通安全対策協議会 (交通安全部会含む)	なし	委員	馬場 勝己(泉区)	網代 宗四郎(瀬谷区)
神奈川県交通安全対策協議会 (交通安全部会・高齢者対策部会含む)	なし	委員	馬場 勝己(泉区)	網代 宗四郎(瀬谷区)
横浜マラソン組織委員会	なし	委員	馬場 勝己(泉区)	網代 宗四郎(瀬谷区)
第9回アフリカ開発会議横浜開催推進協議会	市連会長	委員	馬場 勝己(泉区)	網代 宗四郎(瀬谷区)
横浜市明るい選挙推進協議会	R6.5～R8.5	委員	吉井 肇(南区)	網代 宗四郎(瀬谷区)
ガーデンネックレス横浜実行委員会	なし	委員	吉井 肇(南区)	網代 宗四郎(瀬谷区)
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会	R3.6～R7.6	理事	吉井 肇(南区)	馬場 勝己(泉区)
横浜市国民保護協議会	R6.3～R8.3	委員	松澤 秀夫(中区)	網代 宗四郎(瀬谷区)
横浜市防災会議	なし	委員	松澤 秀夫(中区)	網代 宗四郎(瀬谷区)
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会	R3.6～R7.6	評議員	松澤 秀夫(中区)	佐藤 潮(神奈川区)
横浜環境活動賞審査委員会	R5.11～R7.10	委員	堀 功生(保土ヶ谷区)	堀 功生(保土ヶ谷区)
学校規模適正化等検討委員会	R5.10～R7.10	委員	細田 利明(栄区)	細田 利明(栄区)
公益財団法人 横浜市緑の協会	R4.6～R6.6	理事	細田 利明(栄区)	石川 建治(鶴見区)
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会	R4.12 ～R6.11	委員	細田 利明(栄区)	松澤 秀夫(中区)
横浜市民生委員推薦会	R4.9～R7.8	委員	菊池 賢児(戸塚区)	菊池 賢児(戸塚区)
横浜みどりアップ計画市民推進会議	R6.4～R8.3	委員	菊池 賢児(戸塚区)	関根 宏一(青葉区)
横浜市都市計画審議会	R4.7～R6.7	委員	古屋 文雄(港南区)	古屋 文雄(港南区)
横浜市シルバー人材センター評議員	R2.6～R6.6	評議員	古屋 文雄(港南区)	吉井 肇(南区)
公益財団法人 横浜市総合保健医療財団	R2.7～R6.6	評議員	関 治美(港北区)	関 治美(港北区)

よこはまふれあい助成金運営委員会	R5.4～R7.3	委員	関 治美（港北区）	吉井 肇（南区）
横浜市介護保険運営協議会	R3.8～R6.8	委員	吉野 富雄（都筑区）	吉野 富雄（都筑区）
横浜市環境創造審議会	R5.7～R7.6	委員	吉野 富雄（都筑区）	松澤 秀夫（中区）
横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会	R5.9～R7.8	委員	林 重克（旭区）	林 重克（旭区）
横浜市社会福祉審議会	R4.1～R7.1	委員	木村 赳（緑区）	木村 赳（緑区）
横浜市屋外広告物審議会	R4.12～R6.11	委員	平野 周二（西区）	平野 周二（西区）
公益財団法人 横浜市資源循環公社 理事会	R6.4～R7.3	理事	宮野 昌夫（鶴見区）	石川 建治（鶴見区）
公益財団法人 横浜市建築保全公社 評議員会	R5.7～R6.6	評議員	須田 幸雄（磯子区）	横田 秀昭（磯子区）
自転車等施策検討協議会	R4.10～ R6.9	委員	久保田 実（青葉区）	馬場 勝己（泉区）
横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	R6.4～R8.3	委員	岐部 文明（神奈川区）	佐藤 潮（神奈川区）
横浜市広報企画審議会	R5.7～R6.6	委員	増田 一行（金沢区）	
横浜市特別職職員議員報酬等審議会	R5.11～R7.10	委員	新会長（瀬谷区）	堀 功生（保土ヶ谷区）
横浜市地域公共交通会議	R5.4～R7.3	委員	なし	関根 宏一（青葉区）